

社債の取引情報の発表に関する取扱いについて

平成 26 年 3 月 18 日制定
平成 27 年 9 月 30 日改正
平成 27 年 11 月 2 日施行
平成 29 年 2 月 9 日改正
平成 29 年 3 月 15 日施行
平成 30 年 2 月 15 日改正
平成 30 年 10 月 1 日施行
令和 2 年 9 月 15 日改正
令和 3 年 4 月 1 日施行
令和 3 年 6 月 30 日改正
令和 3 年 12 月 1 日施行
令和 5 年 4 月 27 日改正
令和 6 年 2 月 1 日施行
令和 7 年 5 月 1 日改正
令和 7 年 11 月 17 日施行
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

（1）発表対象の社債

発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であるもの
- ② 当該社債の銘柄格付が A 格相当で、発行額が 300 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）

（注 1）「銘柄格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）のうち、本協会が指定する者から取得した格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。）を除く。以下同じ）をいう。

（注 2）「A A 格相当以上」とは、A A 格相当以上の銘柄格付を一以上取得していること

をいう。

(注3)「A格相当」とは、A格相当の銘柄格付を一以上取得していることをいう。

(2) 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面1億円以上の取引とする。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

①約定年月日

②銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。

③銘柄名

④償還期日

⑤利率

⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。
(額面金額ベース)

⑦約定単価 額面100円あたりの約定価格とする。

⑧売買の別

⑨売買参考統計値 当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の平均値を参考情報として発表する。
(平均値)

4. 発表方法等

社債の取引情報は、本協会ホームページにより発表する。データ形式はCSV及びEXCELの2種類とする。(別紙1参照)

5. 発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に社債の取引情報を発表する。

6. 当日分として発表する取引

規則第11条の2の規定に基づき当日の前営業日に会員から報告を受けた又は(株)証券保管振替機構から受領した取引を、当日分として発表する。(別紙2参照)

7. 発表対象銘柄の更新

発表対象銘柄の更新は日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ホームページにより発表する。

(注1) 新規発行銘柄が発行日の8営業日後の日において発表基準に該当する場合、発行日の10営業日後の日(発行日の9営業日後の日には報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注2) 当月中に償還される社債は、当月の第一営業日以降の発表対象銘柄から除外する。

(注3) 発表対象銘柄に該当しない銘柄が格上げにより発表基準に該当する場合、発表基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した場合には当該確認日の2営業日後の日(当該確認日の翌営業日に報告された取引)から、午後4時30分より後に本協会が確認した場合には当該確認日の3営業日後の日(当該確認日の2営業日後の日には報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注4) 発表対象銘柄に該当しない銘柄(銘柄格付がA格相当かつ発行額が300億円以上で、劣後特約付きでないもの)が残存年数20年未満となったことにより発表基準に該当する場合、残存年数が20年未満となった日の2営業日後の日(残存年数が20年未満となった日の翌営業日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

8. 発表停止の取扱い

(1) 発表停止措置

発表基準を満たす社債であっても、「(2) 発表停止基準」に該当する場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、当該社債の取引情報の発表を停止する。

(2) 発表停止基準

「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該2営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。

(注1) 「売買参考統計値」は複利利回りの平均値(ただし、複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第3位までの数値(小数点第4位以下を切り捨てた数値)とする。)とする。以下同じ。

(注2) 「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債(売買参考統計値発表銘柄で、かつ、参照国債の設定時において既に発行されている銘柄をいう)をいい、原則として、当該国債の売買参考統計値の最終発表日が当該社債の売買参考統計値の最終発表日より遅く、当該社債の償還日に最も償還日が近い国債(当該国債が複数ある場合は当該社債の発行日に発行日が最も近い国債とする。)とする。以下同じ。

ただし、当該国債の利回りが他の償還日の近い国債の利回りと大きく異なる場合には、当該国債以外の国債を参照国債とすることができる。

なお、変動利付社債及びゼロクーポン社債については、参照国債は設定しない。

(注3) 「一定以上」の数値は本協会が別に定めることとし、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。「9. 発表停止の解除」の「一

定以上」の数値において同じ。

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(3) 申請に基づく発表停止

本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。

発表停止の申請及び決定等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 会員は、個別の社債につき、発表停止が真に必要であると考え理由及びその根拠となる資料を提出して、本協会に発表停止を申請する。
- ② 本協会は、会員から提出された資料等に基づき発表停止が真に必要であるか否かについて審査し、発表停止が真に必要であると認めた場合には発表停止の決定を行う。
- ③ 申請に基づく発表停止の決定を行った場合には、発表停止の決定を行った旨及び当該決定の理由等について、本協会ホームページにより発表する。
- ④ 本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。

(注) 本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ホームページにより発表する。

(4) 発表停止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

「(2) 発表停止基準」に該当した社債については、発表停止基準に該当した日（以下「停止基準該当日」という。）の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債については、発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、取引情報の発表が開始される日（以下「発表開始予定日」という。）の前営業日に「(2) 発表停止基準」に該当した場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、発表開始予定日から

の取引情報の発表を停止する。

③ 発表停止の発表方法

発表停止については、本協会ホームページにより発表する。

9. 発表停止の解除

「8. 発表停止の取扱い」により取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の20営業日後の日（以下「発表再開予定日」という。）から、発表停止を解除し発表を再開する。

ただし、「発表再開判定日（発表再開予定日の前営業日）における当該社債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「発表再開判定日における参照国債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。

（注）発表停止を継続した場合、発表停止の解除を当初の発表再開予定日から更に20営業日後の日に繰り越し、繰越し後の発表再開予定日の前営業日に改めて発表停止の解除について判定する。

【発表停止継続の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

10. 発表中止の取扱い

（1）発表中止基準

発表基準を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。

（注）取引情報の発表を中止した社債は、翌営業日以降の発表対象銘柄の更新において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。

（2）発表中止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

発表中止基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止する。

（注）午後4時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、当該確認日の翌々営業日から発表を中止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、発表開始予定日の前営業日の午後 4 時 30 分までに発表中止基準に該当したことを本協会が確認した場合には、発表開始予定日からの取引情報の発表を中止する。

(注) 発表開始予定日の前営業日午後 4 時 30 分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、発表開始予定日の翌営業日から発表を中止する。

③ 発表中止の発表方法

発表中止については、本協会ホームページにより発表する。

11. 訂正の取扱い

社債の取引情報の訂正については、次に定めるところによる。

(1) 本協会におけるシステム上の不具合等により誤った取引情報が発表された場合又は会員若しくは㈱証券保管振替機構におけるシステム障害等により本来の報告日から遅れて報告された場合

速やかに訂正後の社債の取引情報及び正誤表を本協会ホームページで発表する。

この場合、訂正に係る社債の取引情報について、本来の報告日が判別できる場合には当該報告日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正するものとし、本来の報告日が判別できない場合には、訂正に係る社債の取引情報の約定日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正する。

(2) 会員から報告を受けた取引情報について事後訂正の報告があった場合

社債の取引情報の訂正は行わない。ただし、発表後 1 年が経過していない社債の取引情報については、原則として、事後訂正があった都度、速やかに会員から再び報告された社債の取引情報と既に発表している社債の取引情報との比較表を作成のうえ、参考情報として本協会ホームページ上で発表する。

12. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも 1 年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

以 上

付 則

この「社債の取引情報の発表に関する取扱い」は、平成 26 年 3 月 18 日付「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 11 条の 3 の改正の施行日から施行する。

付 則

この改正は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。ただし、2. (1) (注 1) から (注 3) までの改正は、令和 5 年 10 月 2 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 7 年 11 月 17 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

【別紙 1】

社債の取引情報の発表形式

社債の取引情報								
○ 20XX年11月8日発表分								
約定年月日：20XX年11月6日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価（円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	〇〇〇道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.983	104.1
00088XXXX	〇〇旅客鉄道 88	20XX/04/13	0.XXX	買い		*	99.978	99.96
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1.XX	買い	*		105.041	104.86
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1.XX	売り		*	104.813	104.86
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								
約定年月日：20XX年11月7日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価（円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	〇〇〇道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.774	103.9
00024XXXX	〇〇ハウス 24	20XX/07/20	0.XX	買い		*	99.83	99.37
00015XXXX	〇〇グループHD 15	20XX/06/13	0.XXX	売り	*		100.139	100.14
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	買い		*	100.442	100.43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00002XXXX	〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	買い		*	99.572	99.56
00002XXXX	〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	売り		*	99.44	99.56
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								

（注 1）同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

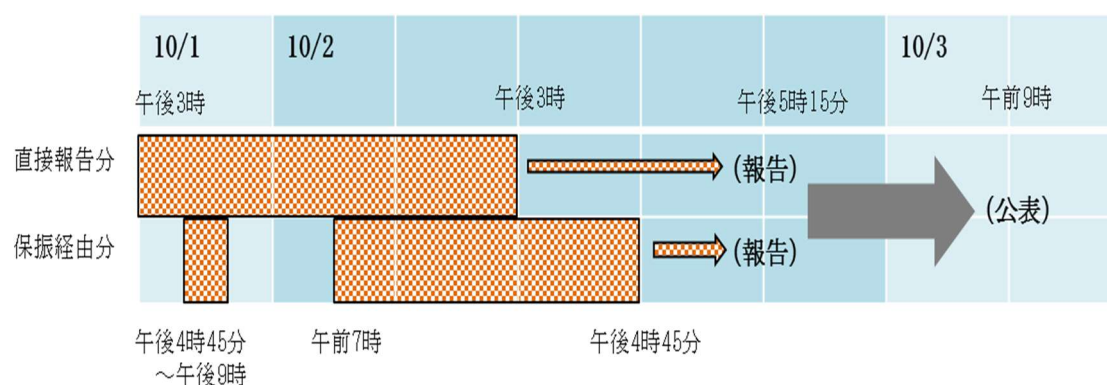
（注 2）同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

（注 3）例えば、約定日 20XX 年 11 月 7 日における売買参考統計値は 20XX 年 11 月 7 日（売買参考統計値の発表日付は 20XX 年 11 月 8 日）を表示する。

【別紙 2】

当日分として発表する取引（具体例）

○20XX 年 10 月 3 日発表分



- ① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、会員から当日の社債の取引の情報の報告を受ける^(注1)。また、(株)証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報を受領する^(注2)。

(注1) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。以下、会員から報告を受ける情報を「直接報告分」という。

(注2) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信した取引をいう。以下、(株)証券保管振替機構から受領する情報を「保振経由分」という。なお、上図は、決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

- ② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。
- ③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

以 上